

2007年タイ王国憲法の制定過程とその成立

遠藤 聡

【目次】

はじめに

I 2006年クーデターの経緯

II 1997年憲法の停止

III 2007年憲法の制定過程

IV 2007年憲法の成立

おわりに

はじめに

2006年9月、タイでクーデターが発生し、^(注1)「仏暦2540年タイ王国憲法」(以下「1997年憲法」という。^(注2))が停止され、10月には、「仏暦2549年タイ王国暫定憲法」(以下「暫定憲法」という。^(注3))が公布・施行された。その後、後述するとおり、2007年8月24日、「仏暦2550年タイ王国憲法」(以下「2007年憲法」という。^(注4))が公布・施行された。

タイでは、1932年の立憲革命で絶対王政から立憲君主制に移行した後、クーデターや暫定政権の樹立などで憲法の制定・改廃が繰り返されたため、1997年憲法は、タイにおいて16番目の憲法となった。

本稿では、まず、クーデター発生に至るタイの政治状況を、それに関連する1997年憲法の規定等を紹介しつつ概説する。つぎに、暫定憲法で規定された新憲法制定の手続き、ならびにその手続きに従い起草された第1次草案と最終草案との相違を概説する。その上で、2007年憲法の規定のうち、国王、国の基本政策指針、国会、内閣、首相に関する規定を中心に、1997年憲法の規定と比較しつつ概説する。

I 2006年クーデターの経緯

2006年9月19日夜、ソンティ・ブンヤラガリン (Sonthi Boonyaratgalin) 陸軍司令官を議長とする「立憲君主制下における民主改革評議会」(The Council for Democratic Reform under Constitutional Monarchy=CDR 以下「民主改革評議会」とする。)によるクーデターが発生し、タクシン・チナワット (Thaksin Shinawatra) 政権が崩壊するとともに、1997年憲法が停止された。

同日夜から翌20日未明にかけて、ソンティ議長は、プレム・ティンスラノン (Prem Tinsulananda) 枢密院議長、スラユット・チュラノン (Surayud Chulanont) 枢密院議員とともにプミポン・アドゥンヤデート (Bhumibol Adulyadej) 国王に謁見し、同国王がこの事態を容認した。

タイの国軍は、陸軍、海軍、空軍の三軍から構成されるが、三軍を束ねる国軍最高司令官よりも陸軍司令官が実質的な最高権限を有しており、これまでの軍人内閣においても陸軍司令官が首相に就く場合がほとんどであった。

2006年10月1日には、39か条からなる暫定憲法が公布・施行され、元陸軍司令官でもある前述のスラユット枢密院議員が暫定首相に就任した。同日、民主改革評議会は「国家安全保障評議会」(Council for National Security=CNS) に名称を変更した。暫定憲法は、新憲法の制定過程の手続きを規定するものであると同時に、その過程における国家安全保障評議会の権限を保障するものであった。

暫定憲法の下、2007年1月8日に、憲法起草

会議 (Constitution Drafting Assembly = CDA) の第1回会議が、1月25日には、憲法起草委員会 (Constitution Drafting Committee = CDC) の第1回委員会が開催された。その後、4月18日に、憲法起草委員会が299か条からなる「第1次憲法草案」^(注5)を公表し、7月6日、憲法起草会議が309か条からなる「最終憲法草案」を承認した。8月19日、新憲法制定の是非を問う国民投票が実施され、同草案は、過半数の賛成を得て承認された (投票率が57.61%で、賛成票が56.68%)。8月24日、プミポン国王の署名を得て、2007年憲法が公布・施行された。

2006年のクーデターは、1997年憲法の下で2005年2月に実施された下院議員総選挙で、タイ愛国党 (Thai Rak Thai Party = TRT) の大勝をうけて、第2次タクシン政権が成立した後、タクシン首相の強権的な政治手法や親族の不正疑惑などに対する国内の批判が高まったことに端を発した。2006年4月2日に実施された下院議員総選挙が、5月8日に憲法裁判所により無効であると裁定され、10月15日にやり直し選挙が実施されることになった。こうした中、前述したように9月19日、「立憲君主制の下での民主改革」の名の下に、国軍によるクーデターが発生したのである。クーデター発生時、タイでは平穏が保たれていたという。

II 1997年憲法の停止

1 1997年憲法とタクシン政権

1997年10月に公布・施行された1997年憲法は、1992年に発生した「5月流血事件」を契機として、「仏暦2534年タイ王国憲法」 (以下「1991年憲法」という。^(注6)) に代わり、議会制民主主義の進展と安定を目的として制定された。

1991年2月、スチンダー・クラープラユーン (Suchinda Kraprayoon) 陸軍司令官を副団長とする「国家秩序維持団」 (National Peace

Keeping Command = NPKC) のクーデターにより、チャーチャーイ・チュンハワン (Chartchai Chunhavan) 政権が崩壊し、元外交官のアーナン・パンヤーラチュン (Anan Panyarachun) を首相とする暫定政府が樹立された。その後、同年12月の1991年憲法の公布・施行、1992年3月の下院議員総選挙を経て、4月7日に陸軍司令官 (首相就任に際して退役) であった前述のスチンダーが首相に任命されたことから反政府運動が発生し、その後5月17日から20日まで首都バンコクで、軍・警察との間で衝突事件が発生した。これが死者40名、負傷者600名以上の犠牲者を出す惨事^(注7)となり、「5月流血事件」と呼ばれている。

この事件は、5月20日、プミポン国王が、スチンダー首相と反政府運動の指導者であったチャムロン・シームアン (Chamlong Srimuang) 元バンコク知事を拝謁させ、和解を呼びかけたことで終息した。このときの映像がテレビで放映されたことから、後述する2006年9月のクーデター発生に至る政治的混乱の際に、「国王調停」の映像がタイ社会の中に再び呼び起こされることにもなった。タイでは、1991年憲法、1997年憲法、後述する暫定憲法、2007年憲法において、以下の規定が同様に置かれており、国王の政治介入が正当化される根拠があった。

「この憲法に適用すべき規定がない場合、国王を元首とする民主政体 (democratic regime of government with the King as Head of the State) の憲政慣習 (constitutional practice) に従う (2007年憲法第7条)。」

この事件を契機として、1991年憲法の改正への機運が高まり、事件後の1992年6月には、国会議長を上院議長から下院議長に変更する等の改正が、同年9月には、首相は下院議員でなくてはならないとする規定の追加が、1995年2月

には、有権者年齢を20歳から18歳に引下げる等の改正がなされた^(注8)。1996年12月には、1991年憲法の憲法改正規定が改正され、公選議員（各県1人・計76人）、国会任命議員（23人）からなる憲法起草会議（99人）による憲法起草作業が1997年1月から8月まで行われた。同憲法草案は、9月に国会で承認され、10月に国王の署名を得て1997年憲法が公布・施行されたのであった^(注9)。

1997年憲法において、国会に関しては、それまでの公選制の下院、勅選制の上院からなる二院制から、両院とも公選制からなる二院制に改められた。下院は、総定数500、任期は4年、上院は、総定数200、任期は6年とされた。下院議員には政党所属が義務づけられ、政党政治の確立が図られる一方で、上院議員には政治的中立性が求められ、政党への所属は認められなかった。

議院内閣制に関しては、第1に、下院議員選挙を、それまでの中選挙区制から、小選挙区（定数400）・比例代表（定数100、全国区）並立制に改めたことで、それまでの中小政党による連立政権から、大政党を中心とした政権の下での政局の安定化が図られた。なお、上院議員選挙は、県（Changwat=province）を選挙区とした（76県）。第2に、首相の任命手続きが明確になった。1991年憲法においても、前述したように1992年9月の改正で首相は下院議員であることが規定されていたものの、その任命手続きが明確ではなかった。1997年憲法で、下院による首相の任命手続きが明確化され、首相の任命には、下院議員総数の過半数の賛成が必要と定められた。

このように政党政治を基盤とした議会制民主主義の進展を意図した1997年憲法下での最初の下院議員総選挙が、2001年1月に実施された。結果は、タクシン党首の豊富な資金力を背景に1998年7月に結成されたタイ愛国党の圧勝であった。タイ愛国党は、小選挙区201議席（定数400）、比例代表48議席（定数100）、総議席249（総

定数500）を獲得するとともに、選挙後に他党と連立を組み、与党339議席を有する第1次タクシン政権が成立した^(注10)。その後、タイ愛国党は他与野党との合併を行い、2003年1月には、タイ愛国党が295議席、連立与党が365議席を有するに至った^(注11)。2005年2月に実施された下院議員総選挙では、タイ愛国党が小選挙区310議席、比例代表67議席、総議席377を獲得し、タイで初めてとなる単独与党による第2次タクシン政権が成立した^(注12)。

2 反タクシン運動の展開

タイ愛国党が、1997年憲法の下、選挙により単独政権を成立させることができたのは、大政党に有利な選挙制度や、選挙後に政党間での合併が認められる法環境の存在に依拠しよう。しかし、タクシン首相の推進する農村政策・貧困対策などのポピュリズム政策や、同首相のもつリーダーシップが、多くの国民の支持を集めたこともまた確かであった。ところが、2006年に入ると、反タクシン運動が大きな展開をみせることになった。

2006年1月23日、タクシン首相一族の所有する情報通信企業シン・コーポレーション社（Shin Corporation）の株式がシンガポール政府系投資会社に売却されたことが公表され、その後、株売却に係る課税・外資規制に対する不正操作が行われたとの疑惑が生じた。2月4日にバンコクで5万人規模の集会が開催されるなど、首相退陣要求が高まる中、2月24日、同首相は、「国民に信を問う」として下院を解散した。

ところが、2月27日、野党である民主党（Democrat Party=DP）（解散時議席96）、タイ国民党（Chatthai Party=CTP）（同25）、公衆党（Mahachon Party=MCP）^(注13)（同2）が総選挙のボイコットを表明するとともに、前述のチャムロン元バンコク知事も参加した「市民民主連合」（People's Alliance for Democracy=PAD）

を中心とする首相退陣要求デモや集会が繰り返され、3月25日には、バンコクで10万人規模の集会が開催されるに至った。こうした反タクシン運動の中で、総選挙での「白票」投票が呼びかけられた。「1998年下院議員及び上院議員の選挙に関する基本法」^(注14)では、以下のように規定していたからである。

第1に、同法では、下院議員総選挙の投票用紙に関して、小選挙区選挙の場合は「支持候補者なし」、比例代表選挙の場合は「支持政党なし」の欄を設けることを定めていた(第51条)。第2に、小選挙区選挙の当選要件に関して、立候補者が1名の選挙区においては、有権者総数の20%の得票が必要であり、当選要件が満たされない選挙区では、再選挙を実施すると定めていた(第74条)。すなわち、主要野党が総選挙をボイコットすれば、タイ愛国党の候補者1名のみの小選挙区が多数となり、「支持候補者なし」を含めた「白票」投票によって、タイ愛国党の候補者を落選させることが可能であった。なお、比例区では、総投票数の5%以上の得票が当選要件とされた(第76条)。

4月2日に実施された下院議員総選挙では、比例区においては、タイ愛国党が全議席の100議席を独占したものの(得票率56.5%)、白票が31.1%あり、小選挙区においては、359議席を獲得したものの、規定得票数に満たない選挙区が38選挙区に、白票がタイ愛国党の候補者の得票を上回った選挙区が78選挙区に達した。野党を中心とした選挙ボイコット運動が続く中、候補者が立候補資格要件を欠いていたため選挙を実施しなかった2選挙区を含めた40小選挙区での再選挙が4月23日に実施されたが、14の選挙区で議席が確定できなかった。そのため、4月29日に再々選挙が実施されることとなった。

こうした中、4月25日、プミポン国王が、最高裁判所判事と行政裁判所判事の就任宣誓式の際に、総選挙の有効性を問う発言をしたこと

^(注16)から、憲法裁判所、最高裁判所、行政裁判所の3司法機関による審理が開始された。このため、再々選挙は実施されなかった。5月8日、憲法裁判所は、8対6の多数意見で同選挙無効の裁定を下した。その理由として、①選挙期間が政権党に有利に設定されたこと、②投票の秘密が守られなかったこと、③1候補者のみの選挙区にならないようにするため、大政党が小選挙区に小政党所属候補者を立候補させていた疑いがあること、④選挙管理委員会による選挙結果の検証が不十分であったことが挙げられた。^(注17)こうして、下院議員総選挙のやり直し選挙が10月15日に実施されることになった。

ここで問題となるのは、政治的空白・混乱期間が長期化したことである。

第1に、下院が解散された2月24日から10月15日までの期間、下院議員が不在となった。

第2に、下院の解散にともない、1997年憲法の規定に従い内閣が総辞職していた。1997年憲法においても、後述する2007年憲法においても、下院議員総選挙後の国会で新たな首相と国務大臣が任命され、その職務に就くまでの期間、総辞職した内閣が引き続き職務を遂行することになっていた。すなわち、首相と国務大臣は「暫定」(caretaker)の身分であった。

第3に、4月2日の総選挙後の混乱の中、4月4日、プミポン国王との謁見の後、タクシン首相は、公務休養を宣言し、チッチャイ・ワンサティット(Chidchai Wannasathit)副首相を首相代行に指名するとともに、自身は新国会で首相指名を受けないことを表明した。にもかかわらず、同首相は、5月22日に公務に復帰した。

第4に、任期満了にともない4月19日に実施された上院議員選挙の後、憲法の規定では、新たに選出された上院議員からなる上院のみでも国会を開会できたが、実際には、国会が開会されない状況が続いた。

第5に、憲法裁判所が、7月13日、タイ愛国

党や民主党など5政党に対して、総選挙の際の候補者擁立をめぐる買収容疑で、解党勧告の審理を開始することを決定した。1997年憲法では、総選挙での立候補の際に、投票日以前に90日以上の政党所属期間が求められており、10月15日のやり直し選挙の前に、解党命令が下された党の議員には、同選挙への立候補が認められない可能性が生じた。

このような時期に、タイでは、プミポン国王の在位60年記念式典が6月12日に開催されたことから、国民の間で、国王に対する敬愛の念が高揚していった。そうした中、6月29日の閣僚会議でのタクシン首相の「憲法を超えたカリスマ的人物が政治に介入している」との発言が注目された^(注18)。これは、前述のプレム枢密院議長を指す発言と見られたが、間接的に国王を批判する発言として捉えられるものでもあった。なお、プレム議長は、元陸軍司令官であり、1980年3月から1988年8月まで首相を務めている。

3 クーデターと暫定憲法

2006年9月19日、ソンティ陸軍司令官を議長とする民主改革評議会がクーデターを敢行した。20日に国連総会で演説を行うためにニューヨークに滞在していたタクシン首相は、19日、同地において、非常事態宣言と同司令官の解任を発令したが、同評議会はそれらを無効と宣言した。同日、タクシン氏はロンドンに向かった。翌20日未明、同司令官らはプミポン国王に謁見した。後に、この謁見の写真が公開されたことで、このクーデターが「国王の承認」の下に行われたと、タイ国民の多くが解釈したのである。

クーデターの翌日、9月20日に出された民主改革評議会の声明の要旨は、以下のとおりである^(注19)。

- ・タイにおける政治的信用の欠如、政治的混乱、国民の間の不和を終息させることは、現憲法に沿った改革プロセスでは不可能である。

- ・国王を元首とする民主主義を遂行するのが困難な状況にある。
- ・評議会は、国の平和、安全、社会正義を回復させる責務をもつ。
- ・評議会は、2週間以内に暫定憲法を制定し、文民首相の内閣を発足させ、新憲法草案起草のための立法機関を設置し、早期に総選挙を実施する。

このように、同評議会によるクーデターは、混迷する政治状況を打破し、立憲君主制の下での民主主義を再建することが目的とされた。

10月1日、民主改革評議会は、暫定憲法を公布・施行し、暫定首相には前述のスラユット枢密院議員が任命された。同日、同評議会は、国家安全保障評議会に改称した。スラユット暫定首相は、1998年10月から2002年9月まで陸軍司令官を、2002年10月から2003年9月まで国軍最高司令官を務めた後、定年退官し、2003年11月から枢密院議員を務めていた。この人選にあっては、「退役軍人」は「文民」であるとされた。

暫定憲法は、39か条からなり、国政に関して、国家安全保障評議会の権限が保障されている。立法機関、行政機関、司法機関、国家安全保障評議会に関する規定は、以下のとおりである。

(1) 立法機関に関する規定

- ・国王が任命する250人以下の議員により国家立法議会(National Legislative Assembly=NLA)を設置する(第5条)。
- ・国家立法議会は、下院、上院及び国会として機能する(同条)。
- ・国家安全保障評議会議長は、国家立法議会の議員、議長及び副議長を任命する勅令に副署する(第7条)。
- ・国王は、国家立法議会の助言及び同意を得て、法律を制定する(第10条)。
- ・法案は、25人以上の国家立法議会議員又は内

- 閣によって提出される（同条）。
- ・予算関連法案提出権は、内閣のみが有する（同条）。
- ・国の治安及び安全並びに国民経済の安定を維持し、公共の惨禍を防ぐために、国王は、法と同等な効力を有する非常事態勅令を発令する（第15条）。
- ・国王は、法に反しない限りにおいて、国王令を発令する大権を有する（第16条）。

(2) 行政機関に関する規定

- ・国王は、国政の運営を遂行する任を有する内閣を構成する首相及び35人以下の国务大臣を任命する（第14条）。
- ・国王は、国家安全保障評議会議長の助言により、首相を罷免する大権を有する（同条）。
- ・国王は、首相の助言により、国务大臣を罷免する大権を有する（同条）。
- ・国家安全保障評議会議長は、首相を任命し罷免する勅令に副署する（同条）。
- ・首相及び国务大臣は、国家立法議会議員、憲法起草会議議員及び憲法起草委員会委員を兼務することはできない（同条）。
- ・首相及び国务大臣は、国家立法議会に出席し、事実及び意見を陳述する権利を有するが、投票する権利は有しない（同条）。

(3) 司法機関に関する規定

- ・裁判官は、国王の名において独立であり、法律及びこの憲法に従って、公正に裁判及び判決を行わなければならない（第18条）。

(4) 国家安全保障評議会に関する規定

- ・仏暦2549年（2006年）9月19日からこの憲法が公布されるまでの期間に、民主改革評議会又は民主改革評議会指導者によって発令されたすべての声明及び命令は、立法、行政及び司法の場において有効となる（第36条）。

- ・国の安全及び公の秩序を維持するために、仏暦2549年（2006年）9月29日付民主改革評議会声明第24号により、国家安全保障評議会を設置する（第34条）。
- ・国家安全保障評議会議長は、15人以下の評議会議員を任命する（同条）。
- ・国家安全保障評議会議長又は首相は、国の安全及び公の秩序の維持を目的とする協議のため、国家安全保障評議会と内閣との合同会議の開催を要求できる。（同条）。

III 2007年憲法の制定過程

1 憲法制定機関

「国会」の機能を代行する国家立法議会とは別に、暫定憲法は、新憲法制定の任を負う機関として、国民会議（National Convention = NC）、憲法起草会議、憲法起草委員会を設置した。これらの機関の議員・委員の任命においても、国家安全保障評議会の権限が保障されている。

(1) 国民会議

- ・国民会議は、国王が任命する2,000人以下の議員で構成される（第20条）。
- ・国家安全保障評議会議長は、国民議会議員を任命する勅令に副署する（同条）。
- ・国民会議は、第1回会議開会后7日以内に、同議会議員の中から、国王の任命により憲法起草会議議員となる候補者200人を選出する（第22条）。

(2) 憲法起草会議

- ・憲法起草のため、国王に任命される100人の議員から構成される憲法起草会議を設置する（第19条）。
- ・国家安全保障評議会議長は、憲法起草会議の議長及び副議長を任命する勅令に副署する

(同条)。

- ・現在又は過去2年間に政党に所属していた者は、憲法起草会議議員になる資格を有しない(同条)。
- ・国家安全保障評議会は、国民会議が選出した候補者の中から、国王の任命により憲法起草会議議員となる議員100人を選出する(第23条)。
- ・国家安全保障評議会議長は、憲法起草会議議員を任命する勅令に副署する(同条)。

(3) 憲法起草委員会

- ・憲法起草会議は、同会議議員であるかないかにかかわらず、憲法起草委員会委員25人を任命する(第25条)。
- ・憲法起草会議は、同会議議員であるかないかにかかわらず、国王令で規定された規則及び手続に則り、国家安全保障評議会議長の助言に従い、憲法起草委員会委員10人を任命する(同条)。

2 憲法制定手続き

暫定憲法における憲法の起草及び制定についての手続きは、以下のとおりである。

(1) 憲法起草委員会での起草

- ・憲法起草委員会は、憲法起草過程において、新しい憲法草案と仏暦2540年(1997年)タイ王国憲法との相違について、以下の機関に報告書を提出する。国家安全保障評議会、国家立法議会、内閣、最高裁判所、最高行政裁判所、選挙管理委員会、国家汚職防止委員会、国家会計検査委員会、オンブズマン、国家人権委員会、国家経済社会諮問会議、高等教育機関(第26条)。
- ・憲法起草委員会は、憲法草案を憲法起草会議に提出する(同条)。

(2) 憲法起草会議での草案完成

- ・憲法起草会議は、第1回会議開会后180日以内に憲法草案を完成させる(第29条)。
- ・憲法起草会議は、憲法草案完成后、同草案を広報する(同条)。
- ・憲法草案が憲法起草会議により広報された後、15日以上30日以内に草案全体の賛否を問う国民投票を実施する(同条)。

(3) 国民投票

- ・国民投票で憲法草案が過半数の賛成を得た場合、国家立法議会が同草案を国王に上奏する(第31条)。

(4) 国王による公布

- ・国王による署名の後、新憲法は官報により公布される(同条)。

(5) 国会議員選挙のための法制化

- ・憲法起草委員会は、憲法草案が国家立法議会に提出されてから45日以内に、選挙実施に必要な基本法の草案を作成する(第30条)。
- ・国家立法議会は、憲法起草委員会から選挙関連基本法草案を受取ってから45日以内に、諸手続を終える(同条)。
- ・利益衝突を防ぐため、憲法起草委員会委員は、同委員会の任期が終了して2年間は、下院議員選挙又は上院議員選挙に立候補することは認められない(同条)。

(6) 新憲法が作成・承認されない場合

- ・憲法起草会議が憲法草案を作成できない場合、憲法起草会議が憲法草案を承認しない場合、又は国民投票で憲法草案が反対された場合は、憲法起草会議は機能を停止し、国民投票の日から30日以内に、国家安全保障評議会が内閣と合同会議を開催し、これまでに公布されたことのある憲法を改正し、同改正憲法

を国王に上奏し、憲法の公布のための国王の署名を求める（第32条）。

3 第1次憲法草案

暫定憲法の公布・施行後、同憲法の規定に従い、2006年12月14日、国民会議の議員1,982人が任命され、12月18日、その中から憲法起草会議議員の候補200人が選出された。2007年1月2日には、国家安全保障評議会が候補の中から憲法起草会議議員100人を選出し、1月8日、第1回会議が開催された。1月15日、憲法起草会議は、同会議が選ぶ憲法起草委員会委員25人を任命し、1月19日、国家安全保障評議会議長の助言に基づき同委員10人を任命した。こうして35名からなる起草委員会による起草作業体制が整い、1月25日、第1回委員会が開催された。

4月18日、憲法起草委員会が299か条からなる第1次憲法草案を公表した。立憲君主制の下での民主主義を推進することが新憲法制定の目的とされたため、同草案では、立憲君主制に関する規定、首相の権限に関する規定、下院議員及び上院議員に関する規定が注目された。

(1) 立憲君主制に関する規定

国王、枢密院、摂政、王位継承等に関する規定に関しては、1997年憲法との相違はない。例えば、国王に関しては、以下のような規定が置かれた。

- ・国王は、崇拜される地位に置かれ、何人もこれを侵すことができない（第8条）。
- ・何人も、国王に対して問責又は訴訟を提起することは許されない（同条）。
- ・国王は、仏教徒であり、宗教の擁護者である（第9条）。
- ・国王は、タイ国軍の総帥の地位にある（第10条）。

タイでは、憲政史上、国王は仏教徒であるこ

とが定められているが、信教の自由を保障する意味からも、国王がその他の宗教を含めた宗教の擁護者であることが定められている。人口の約95%が仏教徒（ほとんどが上座仏教徒）ではあるが、国教は定められていない。同草案では、宗教に関して、1997年憲法と同様に以下の規定が置かれた。後述する最終憲法草案では、仏教に関する記述が付け加えられている。

- ・国は、仏教及び他の宗教を擁護し保護し、徳（virtue）の育成及び社会生活の質の発展のために宗教の教義を用いることを奨励するとともに、すべての宗教の信徒の間の良き理解及び調和を促進させなければならない（第78条）。

(2) 首相に関する規定

首相に関する規定においては、以下の2点が注目される。

第1は、内閣の職務遂行にあたり、連帯責任（joint responsibility）原則を明記したこと、第2は、首相の任期を連続2期又は8年までと制限したことである。これに関する規定は以下のとおりである。

- ・国王は、連帯責任の原則により国政の運営を遂行する任を有する内閣を構成する首相及び35人以下の国务大臣を任命する（第167条）。
- ・首相は、連続2期又は8年を超えてその職務を務めることはできない（同条）。

(3) 下院議員に関する規定

1997年憲法では、下院は、選挙区選出400人（小選挙区）、比例代表選出100人（全国区）からなる下院議員500人で構成された。

第1次草案では、選挙区選出320人、比例代表選出80人（全国4選挙区・定数各20）の下院議員総数400人となった（第91条、第92条）。選挙区選出議員の選挙区の区割りに関しては、新たに制定する「下院議員の選挙及び上院議員の選

出に関する基本法」に従うとされ(第92条)、1選挙区あたりの議員定数は明確に規定されなかったが、中選挙区制の採用が想起されるものであった。

下院議員の任期については、1997年憲法と同じ4年とされた。また、1997年憲法では、下院議員の資格要件として、政党に所属している者で、「下院議員又は上院議員の経験者を除く学士又は相当の教育を受けた者」との学歴条項が置かれたが、第1次草案で、学歴条項は削られた。

(4) 上院議員に関する規定

1997年憲法では、タイの憲政史上で初めて、上院議員の選出が公選制となった。それ以前は、国王による勅選制であった。同憲法では、上院は、県(76県)を選挙区とする200人の上院議員で構成された。

第1次草案では、上院は、上院議員選考委員会の選出に基づき、国王の勅令により任命される160人の議員で構成される任命制となった(第106条)。

上院議員の任期は、1997年憲法と同じく、6年とされ、2期連続の就任が禁じられた(第112条)。1997年憲法では、上院議員資格要件として、政党に所属していない者で、下院議員の場合と同じ学歴条項が置かれたが、第1次草案では、それらの規定が引き継がれた。

(5) 第1次憲法草案の骨子

憲法起草委員会が起草した第1次憲法草案は、①首相の任期の制限(連続2期又は8年まで)、②下院議員の削減(500人から400人)、③下院議員選挙の小選挙区・比例代表並立制から中選挙区・比例代表並立制への移行、④上院議員の削減(200人から160人)、⑤上院議員の公選制から任命制への移行が柱であった。

これらの規定は、与党の強大化を防止すること、特定の首相による長期政権を防止すること

が目的であると捉えられるが、上院の任命制への移行に対しては反対意見も多かった。^(注20)

4 最終憲法草案

2007年7月6日に憲法起草会議が承認した309か条からなる最終憲法草案では、前節で挙げた規定が以下のように修正された。

(1) 立憲君主制に関する規定

立憲君主制に関する規定に関しては、変更はなかったが、前述した「仏教」に関する規定が「タイ国民の多くが長期にわたり信仰してきた宗教である仏教」と加筆され、仏教徒である国王を元首とする立憲君主制を補完する以下のような記述となった。

・国は、タイ国民の多くが長期にわたり信仰してきた宗教である仏教及びその他の宗教を擁護し保護し、すべての宗教の信徒の間の良き理解及び調和を促進し、道義心(conscience)の育成及び社会生活の質の発展のために宗教の教義を用いることを奨励する(第79条)。

(2) 首相に関する規定

第1次草案では、首相の任期が連続2期又は8年までと制限されていたが、以下のように連続2期の制限が削除された。下院の任期が4年であるため、下院の解散・総選挙や内閣の総辞職がなければ、首相の任期は、1期が4年となる。

・首相は、8年を超えて引き続きその職を務めることはできない(第171条)。

(3) 下院議員に関する規定

最終草案では、下院は、選挙区選出400人、比例代表選出80人からなる下院議員480人で構成されることになった(第93条)。選挙区の区割りに関しても定められ、中選挙区制が採用された(第94条)。比例区は、全国を8選挙区に分け、

それぞれ定数を10とした（第95条）。

(4) 上院議員に関する規定

最終草案では、上院は150人の議員で構成されることになった。その内訳は、公選議員及び任命議員とされた（第111条）。公選議員は県を単位とする選挙区から1人が選出されるが、現在、県が76あるため、実際には、公選議員が76人、任命議員が74人となる。

(5) 最終憲法草案の骨子

憲法起草会議が承認した最終憲法草案は、①首相の任期の制限（連続して8年まで）、②下院議員の削減（500人から480人）、③下院議員選挙の小選挙区・比例代表並立制から中選挙区・比例代表並立制への移行、④上院議員の削減（200人から150人）、⑤上院議員の公選制から公選・任命併用制への移行が柱であった。

5 国民投票と移行規定

暫定憲法の規定に従い、2007年8月19日、最終憲法草案について賛否を問う国民投票が実施された。投票の結果は、有権者総数45,092,955人のうち、投票総数が25,978,954票（投票率57.61%）、賛成が14,727,306票（56.69%）、反対が10,747,441票（41.37%）、無効が504,207票^(注21)（1.94%）であった。賛成票が投票者の過半数であったとはいえ、有権者総数の約33%に留まったこと、タクシン前首相の支持基盤である東北部で反対票（61.67%）が賛成票（36.53%）を上回ったことは、暫定政府や国家安全保障評議会が十分な支持を得ていない証左であるとも見られた。

8月24日、国王の署名を得て2007年憲法が公布・施行された。同憲法に置かれた移行規定により、以下のことが定められ、下院議員総選挙後の国会で新たな内閣が任命されるまで、国軍クーデター派を中心とする国家安全保障評議会

が留まることになった。

- ・暫定憲法下で設置された国家立法議会は、下院議員総選挙後に国会が開会されるまで、国会、下院及び上院としての職務を遂行する（第293条）。
- ・暫定憲法下で設置された憲法起草会議及び憲法起草委員会は、この憲法の公布に際して廃止される（第294条）。
- ・この憲法の公布の日に国政の運営を担っている内閣は、この憲法の規定に従い内閣として留まり、この憲法の下で新たな内閣が任命されるときに総辞職する（第298条）。
- ・暫定憲法下で設置された国家安全保障評議会は、この憲法の公布の日に国政の運営を担っている内閣と同時に総辞職する（同条）。

IV 2007年憲法の成立

2007年憲法の内容について、上述した内容に関連する規定を中心に、1997年憲法の規定と比較しつつ、概説する。

1 国王を元首とする民主政体

第1章「総則」における規定では、第3条に第2項が追加されたほかは1997年憲法からの変更はない。いくつかの規定を以下に挙げる。

- ・タイ国は、一体かつ不可分の王国である（第1条）。
- ・タイ国は、国王を元首とする民主政体（democratic regime of government with the King as Head of State）をとる（第2条）。
- ・主権は、タイ国民に属する。元首である国王は、この憲法の規定に従い、国会、内閣及び裁判所をとって統治権を行使する（第3条第1項）。
- ・国家機関と同様に、国会、内閣、裁判所及び憲法委任機関によって遂行される職務は、法の支配（Rule of Law）の下でなされなければ

ばならない（同条第2項）。

このように、タイにおける立憲君主制と民主主義との関係を示す文言として、これまでに公布されてきた諸憲法と同様に、「国王を元首とする民主政体」が使われている。また、第3条第2項が追加され、「法の支配」原則が明記されるに至った。

第2章「国王」における規定では、1997年憲法からの変更はない。すなわち、国王の地位、枢密院、枢密院議長、枢密院議員、摂政、王位継承等に関する規定である。以下のとおり、前述の第1次草案と同様の内容となっている。

- ・国王は、崇拜される地位に置かれ、何人もこれを侵すことができない（第8条）。
- ・何人も、国王に対して問責又は訴訟を提起することは許されない（同条）。
- ・国王は、仏教徒であり、宗教の擁護者である（第9条）。
- ・国王は、タイ国軍の総帥の地位にある（第10条）。

2 国の基本政策指針

国の基本政策指針については、1997年憲法では第5章第71条から第89条までの19か条から構成されていた。2007年憲法では、第5章第75条から第87条までの13か条から構成されるが、以下のように10の節に区分することで、論点が整理されるとともに、その内容が拡充された。

- ・一般規定（第1節）
- ・国家安全保障に関する国の政策指針（第2節）
- ・国政の運営に関する国の政策指針（第3節）
- ・宗教、社会問題、公衆衛生、教育及び文化に関する国の政策指針（第4節）
- ・法律制定及び司法行政に関する国の政策指針（第5節）
- ・外交に関する国の政策指針（第6節）
- ・経済に関する国の政策指針（第7節）

- ・国土、天然資源及び環境に関する国の政策指針（第8節）
- ・科学、知的財産及びエネルギーに関する国の政策指針（第9節）
- ・市民参加に関する国の政策指針（第10節）

国の基本政策指針に関する規定で注目されるのは、後述する内閣に関する規定とも関連するが、内閣の国会に対する施政方針演説や政策の法制化について政策指針の位置づけを明確にした点である。第1節「一般規定」に置かれた規定は、以下のとおりである。

- ・国会に対する政策表明では、国政の運営を担う任を有する内閣は、国の基本政策指針を達成するために推進されるべき活動に関する声明及びスケジュールを明確にし、少なくとも1年に1回、国会に提出するために、関連する問題点及び障害となる点を含めた政策の遂行の結果を示す報告書を作成しなければならない（第75条）。
- ・内閣は、国の基本政策指針に一致する各年の公務の遂行における指針を具体化した手段及び詳細を示すための国政運営計画を作成しなければならない（第76条）。
- ・国政の運営では、内閣は、政策の遂行にとって必要となる立法計画及び国政の運営のための計画を作成しなければならない（同条）。

第7節「経済に関する国の政策指針」では、以下のように「充足経済」(セタキット・ポーピアン=setthakit (経済) phoophiang (充足) = sufficiency economy)^(注22) 原理の文言が取り入れられた。これは、プミポン国王が、かねてから提唱していた経済原理であり、「ほどよく」(just) 食することができ、生活することができ、自身に十分と思わせることができる程度の国民経済の維持を第一とする考え方である。「足るを知る経済」と和訳される場合もある。

- ・国は、充足経済原理の遂行を促進し支援しなければならない（第83条）。

これに関連して、第3節「国政の運営に関する国の政策指針」に置かれた以下の規定を含め、「持続可能」(sustainable) という文言が、「持続可能な経済成長」(第84条第1項) や「持続可能な開発原理」(第85条第5項) というように使われている。

- ・国政の運営は、充足経済原理の遂行が促進され、全体的な国家利益が大いに尊重されることを条件として、持続可能な方法において、社会及び経済の発展並びに国の安全保障の促進を目的として実施される（第78条第1項）。

国政に対する市民の参加を規定した第10節「市民参加に関する国の政策指針」は、民主化の促進を意図したものと考えられよう。例えば、以下のような規定が置かれた。

- ・国レベル及び地方レベルにおいて、経済的社会的開発のための政策及び計画の決定に対する市民の参加を促進する（第87条第1項）。

3 首相の権限

首相の権限に関しては、前述の最終草案で示されたように、以下のように首相の任期が連続8年までに制限された。また、職務遂行にあたり、内閣の集団責任(collective responsibility) 原則が明記された。

- ・国王は、集団責任原則により国政の運営を遂行する任を有する内閣を構成する首相及び35名以下の国务大臣を任命する（第171条）。
- ・首相は、下院議員であり、第172条の規定に基づき任命される（同条）。
- ・下院議長は、首相を任命する勅令に副署する。首相は、8年を超えて引き続きその職を務めることはできない（同条）。

1997年憲法と同じく、首相は下院議員の中から以下の手続きにより選出される。

- ①下院議員総選挙から30日以内に国会が召集される（第127条）。
- ②下院は、召集後30日以内に下院議員の中から首相に任命するに相応しい者の審議及び承認を行う。この場合、下院議員総数の5分の1以上の推薦を得た上で審議が行われ、過半数の賛成によって任命の承認が決議されなければならない（第172条）。
- ③国会召集後30日を経過しても、首相の任命が承認されない場合、15日以内に下院議長が最多得票者の首相への任命を国王に上奏する（第173条）。
- ④国王が首相を任命する（第171条）。

1997年憲法では、首相又は国务大臣に任命された下院議員は下院議員を辞任する規定があり、当該議員が選挙区選出議員であった場合には、当該選挙区で補欠選挙を実施し、比例代表選出議員であった場合には、政党名簿の次席の者が代替の下院議員に選出された。2007年憲法では、この辞任規定が削除された。このことは、内閣と国会との連帯責任性を明確にすることで、議院内閣制の強化を意図したものである。

内閣不信任決議案の提出に関しては、1997年憲法では、その提出権限を下院議員総数の5分の2以上としていたが、第1次草案では4分の1以上に変更し、同決議案の提出を容易にした。最終草案と2007年憲法では、提出権限が5分の1以上となり（第158条）、同決議案の提出がさらに容易になった。同決議案は、過半数の賛成で承認される。

4 国会

タイの国会は、下院及び上院により構成され、両院合同で、又は各院単独で会議を開会すると

規定している(第88条)。下院議長が国会議長となり、上院議長が国会副議長となる(第89条)。法案の先議権は下院にある(第142条)。上院には、政治的中立性が求められる一方で、首相、国務大臣、国会議員等に対する罷免権を付与されている(第270条)。

こうした国会に関する規定については、1997年憲法との相違はないが、以下に述べるように、下院議員の選挙及び上院議員の選出に関する規定について大幅な変更が行われた。

5 下院議員選挙制度

前述したように、1997年憲法では、下院は小選挙区選出400人、比例代表選出100人(全国区)の総数500人で構成されていた。この選挙制度の下、タイ愛国党の巨大与党化が実現したのである。

2007年憲法では、下院議員の選挙制度が、中選挙区選出400人、比例代表選出80人(8選挙区)の総数480人に変更された(第93条)。任期は4年である(第104条)。

中選挙区の選挙区割と定数は、県を単位に、人口に比例して算出される。人口の少ない県では、定数1以上3以下として、県が1つの選挙区となる。それ以外の県では、県内に、定数2以上3以下とする選挙区が複数設置される(第94条)。

比例代表の選挙区割については、県を単位とした8つの県群(group of provinces)選挙区がほぼ同じ人口をもつようにして設置される。それぞれの選挙区は、定数10となる(第96条)。

下院議員の被選挙権については、1997年憲法と同様に、①出生によるタイ国籍を有すること、②満25歳以上であること、③90日以上継続して政党の党员であることが定められた(第101条第1項～第3項)。ただし、政党所属要件については、「下院解散後の総選挙の場合は、30日以上継続して政党の党员であった者」との規定が追加

された(同条第3項)。

さらに、1997年憲法で規定されていた下院議員資格要件を満たす年数が、下記のとおり2007年憲法で拡大された。これは、いわゆる「落傘候補」の多発を阻止する目的と考えられる。

①選挙区選挙の候補者の資格要件(第101条第4項)

- ・立候補届出日までに5年以上継続して立候補する県の住民登録台帳に氏名が記載されていること(1年以上から5年以上に変更)。
- ・立候補する県で出生したこと。
- ・立候補する県内にある教育機関で、5年以上継続して教育を受けたこと(2年以上から5年以上に変更)。
- ・立候補する県で、5年以上継続して公務員の職にあった、又は住民登録台帳に氏名が記載されていること(2年以上から5年以上に変更)。

②比例代表選挙の候補者の資格要件(同条第5項)

- ・第4項で規定する資格を有していなくてはならない。1つの県においていずれかの資格を有している場合、県群におけるものとみなされる。

以上のような選挙制度の変更により、下院議員総選挙において下院議席の大多数を獲得する政党が出現する可能性は低くなった。さらに、「下院の任期中において、下院に議席を有する政党間の合併は認められない」(第104条)との規定を置き、与党の巨大化の防止を図っている。

6 上院議員選出制度

これも前述したように、1997年憲法では、上院は、県を選挙区とする公選議員200人で構成されていた。上院議員資格要件として、政党への所属は認められていなかった。

2007年憲法では、総数が150人に削減され、選

出制度が公選・任命併用制に変更された（第111条）。公選議員及び任命議員の定数は規定されていないが、公選議員は県を定数1の選挙区とすることから、総定数150から県数76を引いた74が任命議員の定数となる。任期は6年であり、連続して任期を務めることは禁じられた（第117条）。

任命議員は、以下から構成される上院議員選考委員会により任命される（第113条）。

- ・ 憲法裁判所長官
- ・ 選挙管理委員会委員長
- ・ オンブズマンの長
- ・ 国家汚職防止委員会委員長
- ・ 国家会計検査院総裁
- ・ 最高司法裁判所により委任された判事
- ・ 最高行政裁判所により委任された判事

上院議員の被選挙権あるいは任命条件については、1997年憲法と同様に、①出生によるタイ国籍を有すること、②満40歳以上であること、③学士以上又はそれと同等な教育を受けた者であることが定められた（第115条第1項～第3項）。

公選上院議員の資格要件についても、前述の下院議員の場合と同様に、1997年憲法で規定された要件より、以下のとおり厳しいものとなった（同条第4項）。

- ・ 立候補届出日までに5年以上継続して立候補する県の住民登録台帳に氏名が記載されていること（1年以上から5年以上に変更）。
- ・ 立候補する県で出生したこと。
- ・ 立候補する県内にある教育機関で、5年以上継続して教育を受けたこと（2年以上から5年以上に変更）。
- ・ 立候補する県で、5年以上継続して公務員の職にあった、又は住民登録台帳に氏名が記載されていること（2年以上から5年以上に変更）。

以上のような上院議員の選出方法の変更により、また上院議員には政党への所属が認められていないことから、上院議員の選出によって政局を大きく揺るがす状況が生まれる可能性は大きくないであろう。後述する憲法改正に対する国会の審議において、同改正草案は上下両院議員総数の過半数の賛成が必要とされていることから、任命制の採用は、議会制民主主義からの後退ではあるものの、政局の安定化が図られたといえよう。

7 憲法改正に関する規定

1997年憲法における憲法改正に関する規定では、「国王を元首とする民主政体の変更又は国の形態に変更をもたらす改正」の発議は禁じられていたが、2007年憲法においても同規定の変更はない。内閣又は国会議員の憲法改正発議の権限や、3回の読会を経た上での両院議員総数の過半数の賛成により同発議が可決される規定に関しても変更はない。すなわち、憲法改正のための手続きは、比較的容易である。

さらに、2007年憲法では、5万人以上の有権者による憲法改正の請願が認められた。憲法改正の発議及び請願に関する規定は、以下のとおりである。

- ・ 改正の発議は、内閣、現有の下院議員総数の5分の1以上の連名による下院議員、現有の議員総数の5分の1以上の連名による両院議員又は法案提案の請願に関する法律に従った資格を有する有権者5万人以上のいずれかによって提出されなければならない（第291条第1項）。
- ・ 国王を元首とする民主政体の変更又は国の形態に変更をもたらす改正の発議は、禁止される（同条同項）。

おわりに

以上に述べてきたように、2007年憲法が成立したことで、タイは、軍政から民政に復帰することになった。今後は、第1に、タクシン前首相支持派や国軍クーデター派の動向が、第2に、下院議員総選挙の結果を踏まえ、首相の任命、それに続く内閣の成立後の政局が、これらに関連して第3に、政局の安定化が実現するか否かが注目されよう。

タイ愛国党については、2007年5月30日、憲法裁判所が、前年の総選挙における不正行為により解党命令を下し、タクシン前首相を含む党執行役員111人に対して5年間の公民権の剥奪を命じた。同じく審理が行われていた民主党を含む4党には、無罪判決が下された。その後、タイ愛国党の党員の多くは、小政党であった国民の力党（People Power Party=PPP）に移籍した。

2006年9月のクーデターを指揮したソンティ陸軍司令官兼国家安全保障評議会議長は、2007年9月30日の陸軍司令官の任期満了にともない、同議長職からも退任した。翌10月1日、同氏は、治安担当の副首相に就任した。同日、陸軍司令官にアヌポン・パオチンダ（Anupong Paojindo）陸軍副司令官が就任するとともに、国家安全保障評議会議長に就任した。アヌポン議長は、2006年9月のクーデターの際には、首都バンコクを統制する第1管区司令官であった。

2007年憲法では、新たに制定される選挙基本法に基づいて、上下両院議員選挙を実施すると定めている（第93条・第112条）。暫定議会である国家立法議会において、2007年9月26日、選挙関連3法案、すなわち「選挙管理委員会基本法」^(注23)、「政党基本法」^(注24)、「下院議員の選挙及び上院議員の任命に関する基本法」^(注25)が可決された。同3法は、10月6日、国王の署名を得て発効し

た。

2007年憲法では、移行規定において、同3法の発効後、下院議員総選挙は90日以内に、上院議員選挙は150日以内に実施すると定めている（第296条）。また、同憲法下における最初の国会開会時において、上院議員の選出がなされていない場合は、国家立法議会が上院の職務を遂行すると定めている（第293条）。

下院議員総選挙の実施のための勅令が10月24日に布告され、12月23日、2007年憲法下における最初の下院議員総選挙が実施された。

12月25日に選挙管理委員会が公表した非公式集計結果では、有権者総数45,092,955人のうち、投票総数が32,759,009票（投票率74.45%）で、国民の力党が中選挙区199議席、比例区34議席、総数233議席を獲得し比較第1党になり、民主党が中選挙区132議席、比例区33議席、総数165議席を獲得し比較第2党になった^(注26)。議席（総定数480）の過半数を獲得した政党がなかったため、この2党を対立軸とした連立工作が行われた。

2007年憲法では、下院議員総選挙後30日以内に国会が召集され（第127条）、召集後30日以内に下院が首相を任命する（第172条）と規定している。

選挙管理委員会は、2008年1月3日、下院総定数480のうち397議席の当選を認定し、1月18日までには460議席の当選を認定した。憲法で規定された下院議員総数の95%以上の議員数を満たした（第93条）ことで、新国会が1月21日に召集された。翌22日には、ユンヤット・ティヤパイラット（Yongyuth Tiyapairat）国民の力党前副党首が下院議長に選出されるとともに、下院第1副議長と同第2副議長に国民の力党所属の議員が選出された。なお、上院議員選挙は3月2日に実施される予定であり、それまでは、前述したように、国家立法議会が上院の職務を遂行する。

1月28日、下院で首相選出の投票が行われ、

サマック・スタラウェート (Samak Sundaravej) 国民の力党党首310票、アビシット・ウェーチャチャーワ (Abhisit Vejjajva) 民主党党首163票、棄権票3票 (議長、第1副議長、第2副議長の3名) により、サマック党首が首相に選出され、翌29日、プミポン国王がこれを認証した。こうして、国民の力党を中心とする連立政権が樹立されることになった。選挙管理委員会は、1月29日、総定数480すべての当選者を確定し、6党による連立与党は計316議席を獲得した。^(注27)

今後は、2007年憲法の改正の動きが生じてくる可能性も否定できないであろう。また、国軍の動きも注視する必要があるだろう。それらを踏まえた上で、今後の新内閣の政策動向や新国会の立法動向において、「立憲君主制の下での民主主義」の再建を目指したとされる2007年憲法の成果を問うことになろう。

注

* インターネット情報はすべて2008年1月31日現在である。

- (1) タイの仏暦 (Buddha Era=B.E.) は、釈迦が入滅した1年後の西暦紀元前543年を仏暦紀元年とする。
- (2) “Constitution of the Kingdom of Thailand, B.E. 2540 (1997).” Office of the Council of State (タイ国家安全保障会議事務局) サイト <<http://www.krisdika.go.th/lawHtmStaticContent01.jsp?frm=tmp&page=eng&lawType=law1&lawCode=%c306&lawID=%c306-10-2540-a0001>> ; “Constitution of the Kingdom of Thailand, B.E. 2540 (1997).” Constitution Drafting Assembly (憲法起草会議) サイト <http://www.parliament.go.th/parcy/sapa_db/sapa25-upload/25-20070221160217_con40.pdf> ; 萩野芳夫ほか編「タイ王国憲法」『アジア憲法集』明石書店, 2004, pp. 991-1063 ; 『タイ王国憲法—概要及び翻訳—』(衆憲資第21号) 衆議院憲法調査会事務局, 2003.4.
- (3) “Constitution of the Kingdom of Thailand

(Interim), B.E.2549 (2006).” Election Commission of Thailand (選挙管理委員会) サイト <<http://www.ect.go.th/english/files/laws/ConstitutionInterim2549.pdf>> ; “Constitution of the Kingdom of Thailand (Interim), B.E. 2549 (2006).” 憲法起草会議 サイト <http://www.parliament.go.th/parcy/sapa_db/sapa25-upload/25-20070221160330_con49.pdf> ; “Constitution of the Kingdom of Thailand (Interim), B.E. 2549 (2006).” Thai Upheaval, Nation 紙 サイト <<http://www.nationmultimedia.com/specials/thefall/sum.php>> ; 『仏暦2549年 (2006年) タイ王国憲法 (暫定版)』(タイ国情報特別号) 財団法人日本タイ協会, No.40-2, 2006.11.

- (4) “Constitution of the Kingdom of Thailand, B.E. 2550 (2007).” National legislative Assembly (国家立法議会) サイト <<http://www.senate.go.th/pdf/Constitution2007.pdf>> ; 『仏暦2550年 (2007年) タイ王国憲法』(タイ国情報特別号) 財団法人日本タイ協会, No.41-4, 2008.1. なお、選挙管理委員会の英語版 Web サイトにおいては、国際選挙制度基金 (International Foundation for Election Systems 以下 IFES とする。) の非公式英訳版を掲載している。“Constitution of the Kingdom of Thailand, B.E. 2550 (2007).” 選挙管理委員会 サイト <<http://www.ect.go.th/english/files/Constitution2007byIFES.pdf>> ; IFES サイト <<http://www.ifes.org/publication/76cb46cff3a833ae3de747514b49440b/Translation%20of%20Thai%202007%20Constitution.pdf>>
- (5) “Draft Constitution 2007.” 憲法起草会議 サイト <http://www.parliament.go.th/parcy/sapa_db/sapa25-upload/25-20070517151204_2007.pdf> <http://www.parliament.go.th/parcy/sapa_db/sapa25-upload/25-20070517151204_2007.pdf>
- (6) “Constitution of the Kingdom of Thailand, B.E. 2534 (1991).” タイ国会図書館 サイト <<http://www.parliament.go.th/files/library/b05-b.htm>>

- (7) 柿崎一郎『物語 タイの歴史－微笑の国の真実』中央公論新社,2007,p.244.
- (8) 今泉慎也「タイの政治改革と1997年憲法」作本直行・今泉慎也編『アジアの民主化過程と法－フィリピン・タイ・インドネシアの比較』アジア経済研究所,2003,pp.45-48.
- (9) 同上,pp.53-56.
- (10) 『アジア動向年報 2002』アジア経済研究所,2002,pp.266-270.
- (11) 『アジア動向年報 2003』アジア経済研究所,2003,pp.266-267.
- (12) 『アジア動向年報 2006』アジア経済研究所,2006,pp.285-287.
- (13) 与党であるタイ愛国党と、この3野党で下院のすべての議席を占めていた。
- (14) “Organic Law on the Election of Members of the House of Representative and Senators, B.E. 2541 (1998), Second Amendment, B.E.2542 (1999).” 選挙管理委員会サイト<<http://www.ect.go.th/english/files/Organic%20law%20on%20the%20Election%20of%20Members%20of%20the%20HRs%20and%20Senators3.doc>>
- (15) 『アジア動向年報 2007』アジア経済研究所,2007,pp.276-277.
- (16) “HM the King’s April 26 speeches (unofficial translation),” *Nation*, 2006.4.27.Nation 紙サイト<http://www.nationmultimedia.com/2006/04/27/headlines/headlines_30002592.php>
- (17) “Heat Turns on EC,” *Bangkok Post*, 2006.5.9 ; “Constitution Court invalidate the April election and order new election,” *Nation*, 2006.5.8.Nation 紙サイト<http://www.nationmultimedia.com/2006/05/08/headlines/headlines_30003512.php>
- (18) “The Soul of the Country,” *Bangkok Post*, 2006.7.2.
- (19) “Briefing by General Sonthi Boonyaratglin, Head of the Council for Democratic Reform under Constitution Monarchy, to the Diplomatic Corps 20 September 2006.”タイ外務省サイト<<http://www.mfa.go.th/web/35.php?id=17694>>
- (20) “Draft Constitution: Judges oppose appointments’ role,” *Nation*, 2007.5.2.Nation 紙サイト<http://www.nationmultimedia.com/2007/05/02/politics/politics_30033161.php>
- (21) “The Statistics of the referendum on 19th August 2007.”選挙管理委員会サイト<<http://www.ect.go.th/english/result.pdf>>
- (22) 2007年憲法英訳版では、self-sufficiency economy (自給自足経済)となっている。充足経済の詳細については以下を参照。“The Royal Development Study Centres and the Philosophy of Sufficiency Economy for the Ministerial Conference on Alternative Development: Sufficiency Economy,” Thailand: Office of the Royal Development Projects Board, 2004.11. sufficiencyeconomy.org サイト<<http://www.sufficiencyeconomy.org/en/files/14.pdf>>
- (23) “Organic Act on the Election Commission, B.E. 2050 (2007).”選挙管理委員会サイト<<http://www.ect.go.th/english/files/1%20Organic%20Act%20on%20Election%20Commission.pdf>> ; IFES サイト<<http://www.ifes.org/publication/f55ac597e9cbcc904e85027a6f6a7bd9/Organic%20Act%20on%20the%20Election%20Commission.pdf>>
- (24) “Organic Act on Political Party, B.E. 2550 (2007).”選挙管理委員会サイト<<http://www.ect.go.th/english/files/Organic%20Act%20on%20Political%20Parties%202007%20by%20IFES.pdf>> ; IFES サイト<<http://www.ifes.org/publication/9d0797e11aaf80ff64b983f5b80a3ad6/Organic%20Law%20on%20Political%20Parties.pdf>>
- (25) “Organic Act on Election of Members of House Representatives and Installation of Senators, B.E. 2550 (2007)”選挙管理委員会サイト<<http://www.ect.go.th/english/files/Organic%20Act%20on%20MP%20Election%20&%20Installation%20of%20>

Senators%20by%20IFES.pdf> ; IFES サイト <
<http://www.ifes.org/publication/4646cc258f9f1f86c3fb08e0a40cceb/Election%20of%20Senators%20and%20Representatives.pdf>>

- (26) 第1回の非公式選挙結果(2007年12月25日)によれば、その他の各政党の獲得議席数は以下のとおりであった。国民党37議席、国家貢献党(Puea Pandin Party=PP)24議席、タイ団結国家発展党(Ruam Jai Thai Chart Pattana Party=RC)9議席、中道主義党(Matchimathipataya Party=MCM)7議席、王国民党(Pracharaj Party=PRP)5議席。“Election of Members of House of Representatives December 23, 2007, Unofficial Result.”選挙管理委員会サイト<[http://www.ect.go.th/english/2007%20MP%20Election%20Results%20\(Unofficial\)\)/](http://www.ect.go.th/english/2007%20MP%20Election%20Results%20(Unofficial))/)

Grand%20Summary.pdf>

- (27) 公式選挙結果(2008年1月29日)によれば、国民の力党233議席、民主党164議席、国民党34議席、国家貢献党24議席、中道主義党11議席、タイ団結国家発展党9議席、王国民党5議席となり、民主党を除く6党が連立与党となる。“Election of Members of House of Representatives December 23, 2007.”選挙管理委員会サイト<[http://www.ect.go.th/english/2007%20MP%20Election%20Results%20\(Unofficial\)\)/Grand%20Summary.pdf](http://www.ect.go.th/english/2007%20MP%20Election%20Results%20(Unofficial))/Grand%20Summary.pdf)>

参考文献(注で掲げたものは除く)

- ・ 玉田芳史『民主化の虚像と実像—タイ現代政治変動のメカニズム』京都大学出版会, 2003.